

足場の組立て等の業務に係る特別教育のご案内（時間短縮3時間）

宮崎労働局登録番号第2号（登録有効期間 平成31年3月30日）
建設業労働災害防止協会宮崎県支部
〒880-0805 宮崎市橋通東2-9-19（宮崎県建設会館4階）
TEL 0985-20-8610 FAX 0985-20-8504

<http://www.kensaibou-miyazaki.jp> [建災防宮崎県支部](#) [検索](#)

「申込書」はホームページからも印刷できます。

労働安全衛生規則の改正（平成27年7月1日施行）により、足場の組立て、解体、変更（手すりなどの一時的な取り外しなど）の作業に労働者を就かせるときは、当該業務に関する特別教育を実施することが必要となりました。また、足場の高さ、種類に関係なく（脚立足場やローリングタワーなども含む）、この特別教育が必要となります。

1 受講対象者

- ① 施行日（平成27年7月1日）の時点で、足場の組立て等の業務に従事した経験のある満18歳以上の方（※施行日時点で、実際に足場の組立て等の業務に従事していなくても、これまでに当該業務に従事した経験のある方についても、同様の扱いになります。）
- ② 施行日の時点で、足場の組立て等の経験のない方は、時間短縮教育（3時間講習）ではなく、本来の教育（6時間講習）が必要です。
（※6時間講習の受講案内をご希望の方は、建災防まで連絡下されば送付いたします。）

2 免除者

次の方は、特別教育の全ての科目を省略できますので、受講する必要はありません。

- ① 「足場の組立て等作業主任者技能講習」を修了した者
- ② とびに係る1級又は2級の技能検定に合格した者
- ③ 建築施工系とび科の訓練（普通職業訓練）を修了した者、居住システム系建築科又は居住システム系環境科の訓練（高度職業訓練）を修了した者等
- ④ とび科の職業訓練指導員免許を受けた者

3 猶予措置

この特別教育は、施行日より2年間の猶予措置がありましたが、**この猶予期間は平成29年6月30日で終了します。**従いまして、足場の組立て等の作業を行う方は、当月までに受講することが必要です。

4 開催日時・場所

講習日	CPDS 登録番号	講習会場
平成29年5月1日（月）	401160	宮崎県建設技術センター （宮崎市清武町今泉丙2559-1）
平成29年6月6日（火）	401161	延岡建設会館 （延岡市愛宕町2丁目32番地）
平成29年6月8日（木）	401400	宮崎県建設技術センター （宮崎市清武町今泉丙2559-1）

* 午前8時30分受付、9時開講～12時閉講です。 * 各会場駐車場有

5 講習科目・講習時間

講習科目	内容	講習時間
足場及び作業の方法に関する知識	「足場の種類、材料、構造及び組立図」、「足場の組立て、解体及び変更の作業の方法」、「点検及び補修」及び「登り棧橋、朝顔等の構造並びにこれらの組立て、解体及び変更の作業の方法」	1時間30分
工事中設備、機械、器具、作業環境等に関する知識	「工事中設備及び機械の取扱い」、「器具及び工具」及び「悪天候時における作業の方法」	15分
労働災害の防止に関する知識	「墜落防止のための設備」、「落下物による危険防止のための措置」、「保護具の使用方法及び保守点検の方法」、「感電防止のための措置」及び「その他作業に伴う災害及びその防止方法」	45分
関係法令	「労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）及び労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）中の関係条項	30分
	合 計	3時間

6 受講料及びテキスト代(税込)

会 員 6,200円 (受講料 5,400円、テキスト代 800円)
非 会 員 8,360円 (受講料 7,560円、テキスト代 800円)

7 修 了 証

全科目修了者には「足場の組立て等の業務に係る特別教育(時間短縮3時間)修了証」を即日交付します。

8 受 講 手 続

- (1) 所定の「申込書」に必要事項を記入の上、写真1枚を貼付し、お申し込み下さい。
受講料・テキスト代を銀行振込みされる場合は、建設業労働災害防止協会宮崎県支部の口座(宮崎銀行 県庁支店 普通預金1277095)に振り込んで下さい。
- (2) 受付は申し込み順とし、定員になり次第締切ります。
- (3) 無断で欠席された場合、受講料金は返還致しません。
- (4) テキストは、受付会場でお渡しします。
- (5) 記入された氏名、生年月日等は、他の目的には使用いたしません。
- (6) 受講者の交替は、認めます。
- (7) 遅刻、早退者には、修了証を交付いたしません。
- (8) 受講希望者が15名に満たない場合、中止になることがありますのでご了承下さい。

建設労働者確保育成助成金のご案内

建設事業主が雇用する建設労働者に技能講習等を受講させた場合、経費(委託費の80%)及び賃金の一部(1人1日当たり8,000円)が助成されます。受講の原則2か月前から1週間前までに労働局へ計画届等の書類を提出する必要があります。

〔お問合せ・支給申請先〕 宮崎労働局 職業安定部 職業対策課 助成金センター
(〒880-0805 宮崎市橘通東3丁目1番22号 宮崎合同庁舎5階 TEL: 0985-38-8824)